

呉市放課後児童会・子供教室一体型モデル事業に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本業務は、次代を担う子どもたちの健やかな成長と人間形成を願い、厚生労働省の就労家庭等の児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」と文部科学省の全児童を対象とする「放課後子ども教室推進事業」を一体型として運営するものであり、呉市内の小学生を対象に、授業終了後、学校内で楽しく安全に過ごすことのできる放課後の居場所を提供することを目的とする。

2 プロポーザル概要

(1) 業務名

呉市放課後児童会・子供教室一体型モデル事業

(2) 業務内容

別紙「呉市放課後児童会・子供教室推進事業一体型モデル事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 業務対象地区

本業務にかかる対象地区は、呉市立両城小学校区、呉市立蒲刈小学校区（以下、それぞれ「両城地区」、「蒲刈地区」という。）の2地区とし、提案に当たっては、両地区を併せて一括提案するものとする。

(5) 提案限度額

93,000,000円（3年総額（税込））

なお、放課後児童健全育成事業に係る消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号の規定により非課税とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

3 プロポーザル公告から契約締結までのスケジュール

日 程	内 容
令和4年7月11日（月）	募集要項の公表，公募開始
令和4年7月19日（火）午後5時まで	質問書の受付期限
令和4年7月25日（月）	質問書に対する回答期限
令和4年7月29日（金）午後5時まで	参加表明書等の提出期限
令和4年8月10日（水）午後5時まで	提案書類の提出期限
令和4年8月15～26日のいずれか1日	選定委員会（ヒアリング）出席
令和4年9月2日頃（予定）	審査結果の通知

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

- (2) 呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 単独事業者又は複数の企業で構成される共同企業体。なお、共同企業体として参加する場合、構成員は、本業務について単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

5 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布
 公告の日から令和4年7月29日（金）までの間に、呉市ホームページからダウンロードすること。
- (2) 仕様書等に対する質問及び回答
 仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
 公告の日から令和4年7月19日（火）午後5時まで
 - イ 提出方法
 質問書（様式第9号）により、電子メール又は本募集要項の12の担当部署へ持参により提出すること。電子メールでの提出にあたっては、必ず電話にて送信の旨を速やかに連絡すること。
 電子メール：kodosien@city.kure.lg.jp
 - ウ 回答日
 令和4年7月25日（月）までに随時回答
 - エ 回答方法
 回答は、呉市ホームページに掲載する。
 - オ その他
 質問回答については仕様の一部とする。

6 参加表明書等の提出

- (1) 受付期間
 - ア 公告の日から令和4年7月29日（金）午後5時まで
 - イ 持参による受付は、閉庁時を除く午前9時から午後5時までとする。
- (2) 提出方法
 本募集要項の12の担当部署へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。【受付期間内必着】
- (3) 提出書類

No.	様式及び書類名	提出部数、留意事項等
1	参加表明書（様式第1号）	1部
2	参加表明書等受領書（様式第2号）	1部 参加表明書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

7 提案書類の提出

(1) 受付期間

ア 令和4年8月10日（水）午後5時まで

イ 持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

本募集要項の12の担当部署へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。【受付期間内必着】

(3) 提出書類

No.	様式及び書類名	提出部数，留意事項等
1	提案提出書（様式第3号）	15部（正本1部，副本14部）
2	提案書等受領書（様式第4号）	1部 提案書受付時，事務局が受付印を押印の上，提出者に返却する。 郵送で提出する場合は，84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
3	提案書（様式第5号）	15部（正本1部，副本14部）
4	参考見積書（様式第6号） 内訳書（様式任意，様式第6-1号及び第6-2号）	15部（正本1部，副本14部） 参考見積書には，提案限度額を限度に記載すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む）。内訳書には，その積算根拠を両城及び蒲刈地区ごとに分けて記載すること。また，人件費については別途様式6-1及び6-2の提出が必要。
5	提案に関する図書（様式任意）	15部（正本1部，副本14部）
6	実績調書（様式第7号）	15部（正本1部，副本14部） 同種・同規模程度の実績を主に記載し，契約書の写し（鑑のみで可）を添付すること。
7	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ※1	1部。写し可。3か月以内のもの 管轄の税務署で交付される消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」）
8	選定委員会出席者届出書（様式第8号）	1部

※1 令和3～6年度物品購入等，業務委託競争入札参加資格者名簿登載事業者は不要

(4) 提案書類の作成方法

提案書類は，次の事項に留意するとともに，仕様書等の内容を踏まえて作成すること。

ア 用紙は，A4縦・横書き・片面使用・左綴じとし，目次を作成するとともに，下部にページ番号を記載する。

イ 表紙は，「1 提案提出書（様式第3号）」を使用する。

- ウ 「6 実績調書」以外は、応募事業者の名称及びロゴマークなど応募事業者が判別できるものを記載しないこと。
- エ 提案書に記載する内容は、参考見積書・内訳書に記載した金額の範囲内で実現できるものとする。
- オ 仕様書等に記載している内容以外で、この事業の目的を達成するために有効な提案があった場合は、評価の対象とする。

8 審査

(1) 審査方法

審査は、呉市放課後児童会・子供教室一体型モデル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書類及びヒアリング結果について、評価基準（別紙）により総合的に評価して行い、得点の総計が最も高い者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として特定する。ただし、最高得点者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

なお、審査の参加者が1者の場合も選考することとし、評価基準により、適否を判断するものとする。

(2) ヒアリング

事業者を選定するに当たり、次のとおりヒアリングを実施する。

ア ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、後日、電子メールで通知するものとする。

イ ヒアリングの出席者は、本業務を行う業務担当者を含め1事業者につき3名以内とする。

ウ 時間は、1事業者につき30分以内（説明15分、質疑15分）

エ 説明は、事前に提出した企画提案書を用いて分かりやすく説明すること。企画提案書に対する説明資料の追加は認めない。

(3) 審査結果の通知

令和4年9月2日頃を目途に、呉市ホームページに掲載するとともに、提案者に対し文書で通知する。

9 契約の締結

(1) 契約手続

選定委員会において特定された優先交渉権者を受注候補者として協議を行い、地方自治法第234条第2項の規定による随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。なお、協議の際、提出された企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、次点交渉権者を受注候補者として再度協議するものとする。

ア 受注候補者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。

イ 受注候補者が、呉市から指名除外措置をうけたとき。

ウ 受注候補者が、選定後に虚偽の申し出等により本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかになったとき。

エ 受注候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ 受注候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上で定める。

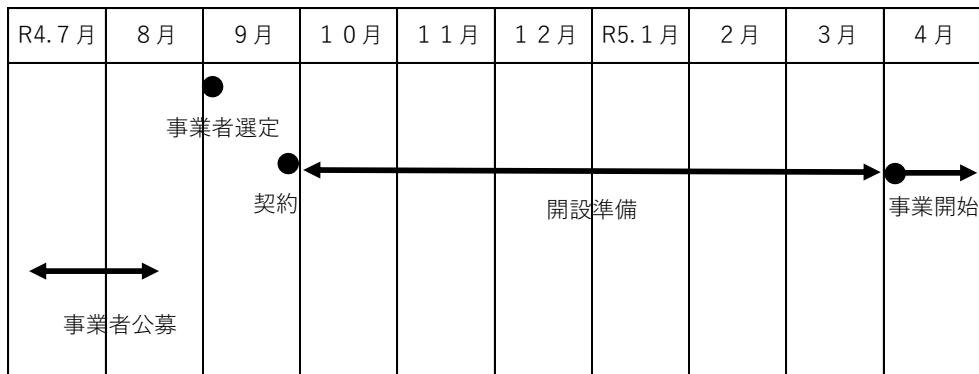
(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、呉市契約規則第36条第1項の各号に該当する場合は免除することができる。

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、指名除外措置を行うことがある。
- (6) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。
- (7) 提出書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。

11 構築に係る参考スケジュール



12 担当部署（問い合わせ先）

事務局：呉市 福祉保健部 子育て支援課

所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（本庁舎2階）

電話：0823-25-3254

Eメール：kodosien@city.kure.lg.jp

※来課の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

選定評価基準

分類		審査内容		配点
共通事項	応募の理由	応募意欲	モデル事業の運営に貢献したい意欲があるか。	5
	運営方針	運営方針	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業等に沿った運営方針か。	5
		方針、理念、目標	法人・団体独自の方針、理念、目標等が明確か。	5
	管理運営体制	組織・管理体制	組織体制・管理体制が確立され、必要な職員等が配置されているか。	5
		労務管理	雇用形態、賃金水準等の労務管理は適正か。	10
		採用、人材育成	人材確保、職員研修など人材育成の取組が提案されているか。	5
		事務引継	公営から民営への運営形態の変更に当たり、人材、事業内容など引継体制は適切か。	5
		個人情報保護	個人情報の管理は適切か。	5
		苦情解決・要望処理	利用者等からの要望や苦情に対して適切な対応が図れる体制が計画されているか。	5
	放課後児童会・ 放課後子供教室 共通事項	関係者との連携	家庭、学校、地域、関係機関等との連携方法が明確にされているか。	10
安全対策・衛生管理		活動中、登降会時の安全対策及び児童の衛生・健康管理は適切か。	10	
緊急時対応		怪我・事故等緊急時・自然災害発生時の対応や体制は適切か。	5	
放課後児童会	事業内容	児童育成支援	児童の遊び、生活、学習を支援する意欲的な提案や、先進的な事業など特筆すべき内容が提案されているか。	10
		開設時間の延長	開設時間を19時まで延長するための体制等は計画されているか。	5
		特別な配慮	特別な配慮が必要な児童への支援については適切か。	10
放課後子供教室	事業内容	プログラムの工夫	放課後子供教室の活動について創意工夫がみられるか。	10
		参加促進の取組	放課後子供教室に誰もが参加しやすい取組がみられるか。	10
	小計			120

客観事項	事業実績		放課後児童会健全育成事業及び放課後子供教室の地方公共団体からの受注実績があり、一体型での運営実績があるか。	10
	提案金額		提案限度額に対して提案金額の割合で評価。	10
	小計			20

合計				140
----	--	--	--	-----